

業 務 委 託 仕 様 書

1 業務委託の名称

ねんりんピック彩の国さいたま2026健康マージャン交流大会会場設営業務委託

2 業務の目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026健康マージャン交流大会（以下「大会」という。）開催及び運営に必要な仮設物、既存備品、市貸与物品、作製看板等（以下「仮設物等」という。）の設営及び撤去等を行う。

3 業務の場所

(1) 会 場

川口市立戸塚スポーツセンター 川口市戸塚南3-22-1

(2) 会場周辺道路等

4 業務内容

受注者（以下「乙」という。）は、別紙の会場図等及びねんりんピック彩の国さいたま2026川口市実行委員会（以下「甲」という。）の指示に従い、次の業務を行う。

(1) 会場図及び看板製作の図案作成

(2) 看板の作成

(3) 大会開催に必要な仮設物等の設営業務（設営に伴う施設の常設物の移動及び配置換え等を含む。）

(4) 仮設物等の保守・管理業務

(5) 大会終了後の仮設物等の撤去・処分業務

(6) 仮設物等撤去後の原状回復業務

(7) 上記業務に必要な申請手続き、資料作成及び調整業務

(8) その他本業務に必要な業務

5 業務委託期間

契約締結の日から令和8年11月11日（水）まで

(1) 看板製作作業期間

作成期日については、甲と乙で協議すること。

(2) 仮設物等の設営作業期間

令和8年11月5日（木）～11月7日（土）AM

(3) 設営確認日

令和8年11月7日（土） 設営終了後

(4) 保守管理期間（使用期間）

設営作業開始後から撤去終了日まで

(5) 仮設物等の撤去作業期間

令和8年11月9日（月）大会終了後～10日（火）

(6) 撤去確認日（撤去・原状回復後）

令和8年11月11日（水）

(7) その他

設営、撤去期間については、甲と十分協議し、その指示に従うこと。

6 注意事項

(1) 範囲

本仕様書は、基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上、乙の責任において誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。また、本仕様書にない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、甲と十分に協議し業務を遂行すること。

(3) 法令・条例の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等を遵守すること。

(4) 官公庁その他関係機関への手続き

本業務の履行に際し、官公庁その他関係機関に対する必要な申請手続き等は、あらかじめ甲へ関係書類等を提示し、承認を得た後、乙がその業務を代行すること。なお、申請等に要する費用は、乙の負担とする。

(5) 消防防災・警備対策

①大会開催及び運営に必要な仮設物等の整備にあたっては、非常口の確保、消防設備の保護等の消防防災対策及び雑踏事故防止、盗難防止、交通事故防止等の警備対策に十分配慮すること。

②仮設物等には、必要に応じ、消火器等の消防設備を設置すること。

(6) 仮設物等の仕様

- ①仮設物等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において「平面図」、「健康マージャン交流大会看板仕様書」及び「ねんりんピック彩の国さいたま2026健康マージャン交流大会備品及びサイン一覧」に記載のものと同様以上のものとする。また、看板は、雨天等により濡れた場合にも図案等に影響が出ないように、適した材料にて作成すること。やむを得ず指定された材質以外のものを使用する場合は、事前に甲と協議を行うこと。
- ②仮設物及び物品に製品の指定がある場合は当該製品とする。なお、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は、事前に甲と協議を行うこと。
- ③乙が用意する物品はすべて会社名等を明記し、施設備品と簡単に区別できるようにすること。
- ④乙が用意する物品は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された商品を除き統一性を持たせること。なお、甲から交換の指摘があった物品については、直ちに交換すること。
- ⑤雨天、強風対策等を十分に講じること。

(7) 施設備品について

施設備品を移動した場合は、大会終了後、撤去確認時までには元の位置へ戻すこと。

(8) 設営・撤去

- ①設営については、平面図等を参考に甲と十分協議したうえで実施にあたること。
乙は、会場設営等に関して事前に現地確認を行うとともに、甲及び競技団体との綿密な打合せを行うこと。
- ②看板設置場所については、甲の指示により看板を設置すること。なお、設置に必要な消耗品及び雑材は、乙の負担とする。
- ③乙は、設営着手から撤去終了までの期間、作業判断を下せる現場責任者を1名以上専任常駐させ、トラブルや事故のないように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。また、使用期間中は常に保守管理を行い、円滑な大会運営が行えるようにすること。なお、大会終了後は、甲の指示により速やかに撤去すること。
- ④大会終了後は、仮設物等を撤去し、会場設営に際して移動した資材、物品等を原状に復し、当該会場を原状に回復すること。なお、撤去した作製看板は、乙において処分すること。
- ⑤設営及び撤去により発生した廃棄物の処理は、関係法令に基づき、乙が責任を持って行うこと。
- ⑥設営及び撤去業務完了後、速やかに甲に報告し、甲の確認及び指示を受けること。
- ⑦乙は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- ⑧設営及び撤去期間中は、安全確保のための人員を配置すること。

(9) 設置、撤去にあたっての留意事項

- ①無線機等について、大会中は万全な状態を保つこと。
- ②テント及び看板類等屋外仮設物については、雨風による飛倒壊のないよう確実に固定するとともに、雨天対策を施すこと。また、設営をする場合は、既存の構造物等に破損の無いよう養生を施すこと。
- ③施設内で大型車両等による資材の搬出入や作業を行う場合は、事前に現地確認を行い、路面陥没等がないよう、十分配慮すること。また、必要な場合は養生すること。
- ④作業時に道路を使用する場合は、管轄警察署と協議を行うとともに、交通の支障にならないよう十分な対策を講ずること。
- ⑤仮設物の搬入口については、設営前にブルーシート等（必要に応じて床面の破損を確実に防げるもの。）で事前に十分な養生を行い、設営を開始すること。
- ⑥搬入、作業等においては、車両、機械のアイドリングストップに努めるなど、環境に配慮して行うこと。
- ⑦施設既存備品等と乙の備品等を、区別できるように配慮すること。

(10) 保守・管理

- ①乙は、大会期間中、設営した仮設物等の適正な保守・管理を行い、円滑な大会運営が行えるようにすること。
- ②乙は、仮設物等について、破壊行為などの危害が及ばないように、適宜巡回して警備にあたること。
- ③仮設物等は常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換、補充等を速やかに行うこと。その場合に要する費用については、甲の責めに帰すべき理由によるものを除き、乙の負担で行うこと。
- ④悪天候時により、継続して設営が困難であると甲が判断した場合は、甲の指示により、速やかに撤去を行い、天候の回復を待つ甲の指示により再度設営をすること。

(11) 安全対策

- ①屋内外の仮設物等については、強風による事故等が発生しないように転倒防止措置を、適切かつ確実に施すとともに、大会期間中においても、適宜巡回して異常の有無の確認にあたること。万一、異常を発見した場合は、速やかに甲に報告するとともに、修理等適切な措置をとること。
- ②来場者（選手及び監督、大会関係者、一般観客等）の安全を第一とし、交通その他の混雑等を可能な限り予測して対策を施すこと。
- ③大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、十分に養生を行うこと。
- ④万一、人身事故や施設損傷など、重大な事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに、適切な応急措置をとること。
- ⑤災害発生又は異常事態発生時における安全対策及びその措置を講じること。

(12) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な体制を作ること。

(13) 臨機の措置

- ①乙は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、甲の指示を受け、適切な応急措置をとること。
- ②不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに甲に報告すること。また、その措置の内容について甲から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。

(14) 保険

請負業者賠償責任保険等、本業務に必要な保険に加入すること。

(15) 業務完了報告

全業務完了後、直ちに業務完了報告書を作成し、業務実績について甲へ報告すること。

(16) 秘密の保持

本業務により知り得た個人情報等の秘密事項は、他人に漏洩しないよう管理監督する責任を負うものとする。

(17) 再委託等の禁止

乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(18) 危惧負担

本業務の履行に際し、乙が受けた損害について、甲はいかなる責任も負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(19) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、乙の契約不適合により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への損害等が発生した場合は、すべて乙の責任とし、甲はいかなる責任も負わないものとする

(20) その他

- ①各業務の実行にあたっては、甲の指示に従うこと。また、その他不明な点は、甲の指示を受けて、適切に履行すること。
- ②やむを得ない事情で、仕様書に軽微な変更があった場合は、甲乙協議のうえ対応すること。

- ③設置撤去期間に発生した破損紛失等は、すべて乙の負担とする。また、開催期間中の破損紛失等は、甲乙協議のうえ決定すること。
- ④設置撤去作業中又は乙の契約不適合により起きた第三者への損害については、甲は責任を負わないものとする。
- ⑤作業中の安全を確保するとともに、通行車両、通行人等を含め、他の利用者の支障にならないよう十分な対策を講じること。
- ⑥本業務委託の成果品である看板図案に係る権利は、すべて甲に帰属する。
- ⑦甲が指示した業務以外に、契約の範囲内において別途乙からの提案事項等がある場合は、事前に甲と協議のうえ決定すること。
- ⑧災害等により、やむを得ない事情が発生した時に、大会の中止がある。その場合、既に履行した業務に係る経費については、甲乙協議のうえ、委託費として支払う。
- ⑨その他、この仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、別途協議して決定する。

7 提出物

(1) 契約時に提出するもの

- ① 契約金額内訳明細書（様式5）
- ② 着手届
- ③ 作業工程表
- ④ 現場管理者届
- ⑤ 緊急電話連絡体制図
- ⑥ その他甲が指示するもの

(2) 業務完了時に提出するもの

- ① 業務完了届
- ② その他甲が指示するもの